# 令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：恵那市

## １．全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 任期の定めのない常勤職員 | 81.9% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 84.1% |
| 全職員 | 64.2% |

## ２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| 本庁部局長・次長相当職 | 79.3% |
| 本庁課長相当職 | 92.0% |
| 本庁課長補佐相当職 | 88.0% |
| 本庁係長相当職 | 92.2% |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異<br>（男性の給与に対する女性の給与の割合） |
|---|---|
| ３６年以上 | 88.2% |
| ３１～３５年 | 87.3% |
| ２６～３０年 | 90.1% |
| ２１～２５年 | 92.0% |
| １６～２０年 | 55.6% |
| １１～１５年 | 89.2% |
| ６～１０年 | 82.3% |
| １～５年 | 88.4% |

【説明欄】

・管理職については男性の割合が多く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は 81%である。
・扶養手当、住居手当の受給者が世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当は全支給者のうち 88%、住居手当は 72%が男性である。
・短時間勤務である会計年度任用職員（パートタイム）に占める男性の割合が 26%、女性の割合が 74%となっており、男女の給与の差を作る要因となっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。